

平成25年度第8回政策会議

日時 平成26年2月26日（水）13:30～15:00
会場 市長会議室
参集者 工藤市長 中林副市長 片岡副市長 山本教育長 秋田企業局長
谷口企画部長 山田財務部長

議題3 避難行動要支援者支援計画の策定について

◎対応 川越総務部長 種田保健福祉部長 小山内総務部次長
羽二生総務部防災担当参事 佐賀井保健福祉部地域福祉課長

◆ 議題の趣旨 ◆

避難行動要支援者支援計画案の内容について協議しました。

◆ 協議の結果 ◆

避難行動要支援者支援計画案は、了承されました。

◆ おもな発言 ◆

□羽二生防災担当参事

計画の基本方針については、避難行動要支援者の対応として、地域住民による共助と行政による公助の連携が重要となることから、地域の共助による支援体制の構築に努め、避難支援や安否の確認を実施するための名簿を作成し、町会や自主防災組織、民生委員などの避難支援者関係者への提供、避難行動要支援者や、避難所の生活に配慮を要する方々の避難場所の確保を記載している。

地域の避難行動要支援者に対する支援の体制として、避難支援関係者は避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の確保、要支援者一人一人の個別の計画、避難プランの作成や避難訓練の実施に努めることなどを記載している。

避難行動要支援者の範囲については、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・児童などのうち、避難時に支援を希望する方々とするが、福祉施設等に入所している方々は、当該施設関係者から支援を考慮し、本計画の対象外とする。

避難行動要支援者名簿の作成については、市が保有する情報および避難支援を希望する方からの申し出を基本とし、個人情報避難支援等関係者に提供することの同意の有無について確認する。また、名簿に登載する個人情報の内容については、氏名・生年月日・性別・住所・連絡先・その他支援に必要な情報などとした。

名簿の外部提供については、平時と災害時に分けて考えており、まず平常時においては、事前に避難支援等関係者に対し本計画の趣旨を説明し、避難行動要支援者の定義、避難支援者の必要性などについて十分に周知を図った上で、名簿登録者の内、提供の同意を得た者の名簿を6か月ごとに提供していきたい。

災害時については生命または身体保護のため特に必要があると認められる場合は、不同意であった者の名簿についても、救助救援に従事する防災関係機関や避難

支援等関係者に提供したい。

名簿の情報漏洩を防止するための取扱いについては、避難支援等関係者と個人情報取扱いを定めた覚書きを締結する。なお、内部提供への不同意者については、平常時では速やかな避難支援が望めない可能性もあることを周知していく。

避難情報発令時には、避難支援者は、各個人避難プランに基づき避難支援を実施するが、支援者本人またはその家族などの安全確保を最優先とする。

避難所に避難した要配慮者への対応として、介護対応やプライバシー保護などに対応できるスペースの確保や避難所における生活環境の確保に努めていく。

福祉避難所の指定については、生活支援や介護福祉士等専門職の人員確保や、支援環境を提供するために必要な浴室やトイレなどが整備がなされている社会福祉施設などと協定を締結したい。

福祉避難所の運営について、施設管理者は市から開設要請があった場合には、従来からの施設利用者や施設本来の機能維持に配慮しながら、避難所から移送される要配慮者の受入を開始するとともに、市は管理者と連携し、福祉避難所の円滑な運営支援に努めることとする。

■谷口企画部長

本計画の対象となる避難行動要支援者数は、どのくらいを想定しているのか。

□羽二生防災担当参事

本市では、およそ14,000人程度を想定している。

■谷口企画部長

対象となる14,000人のうち、その希望者が該当となるのか。

□羽二生防災担当参事

希望者については、市から避難支援等関係者に対し情報提供をするなど、地域の支援体制の構築を進めていきたい。

■山本教育長

希望者以外でも、支援を要する人が地域でカバーできると良い。

□羽二生防災担当参事

今後、各地域と連携し、カバーを要する人の把握に努めたい。

■工藤市長

本件については了承した。